

しおかぜ

No.322 2017 9月号

- 藤沢税務署の人事異動7月10日発令……………2~3
- 会員増強月間ご協力のお願い……………4
- 第94回 税金よもやま話
『10月1日は「日本酒の日」ってご存知でしたか?』……………6
- 第22回「知って得する？」社労士の独り言
『平成29年10月1日からの改正育児・介護休業法の概要』……………7
- 地域の会員企業紹介……………10
- おじゃましました♪会員訪問
Vol.015 ネットワークプランニングサービス 株式会社さん……………11

署長に田作氏

藤沢税務署の人事異動

7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令され、五十里署長は国税庁長官官房東京派遣主席国税庁監察官として転出し、新署長に税務大学校総合教育主任教授から田作有司郎氏が着任されました。法人課税部門では星篤副署長は留任されました。また、法人課税第1部門統括国税調査官と審理担当上席国税調査官は異動となり、それぞれ太田光俊氏、小野寺一裕氏が着任されました。

今後は、法人会の様々な事業にご臨席いただきますので、会員企業の皆様には是非とも法人会事業にご参加いただき、交流を深めていただければと思います。

主な異動は3頁のとおりで、新体制がスタートしました。

着任の御挨拶

藤沢税務署長 田作 有司郎



初秋の候、公益社団法人藤沢法人会の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

鈴木会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により藤沢税務署長を拝命し、税務大学校から転任して参りました田作でございます。前任の五十里署長同様、よろしくお願ひ申し上げます。

貴会におかれましては、公益社団法人として、また「よき経営者をめざすものの団体」として、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るため、税に関する各種研修会や講演会、次代を担う児童を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の開催などを通じた租税教育活動の推進にも多大なご尽力をいただいております。

皆様方が行われているこれらの活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことのできない、大きな役割を果たすものと認識しており、こうした活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申

し上げます。

ところで、消費税の軽減税率制度につきましては、昨年の11月の税制改正によりまして、平成31年10月から実施されることとされました。

事業者の皆様方には、取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理といった対応が必要となり、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などの準備が必要となる可能性がございます。

制度の円滑な実施に向けましては、関係省庁が連携して各種取組を推進していくこととなっており、国税当局としましても、制度の広報・周知など積極的に取り組んでまいり所存でございます。

藤沢法人会の皆様方におかれましては、ご自身の準備を進めていただくほか、制度の周知・広報に一層のご理解・ご協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人藤沢法人会の益々のご発展と会員の皆様方とご家族のご健勝並びに事業の更なるご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

軽減税率制度に関する情報は

国税庁
ホームページ

消費税軽減税率制度

をクリック



軽減税率制度実施に伴うレジの導入や
電子的発注システム改修には支援制度があります。詳しくは
軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp>

藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

【 新(留)任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	田 作 有司郎	税務大学校 総合教育 主任教授
副 署 長 (法 人)	星 篤	留 任
副 署 長 (個 人)	池 谷 仁	留 任
副 署 長 (総 務)	大 月 一 吉	東京国税局 徴収部 機動課 総括主査
総 務 課 長	鈴 尾 泰 彦	東京国税局 課税第一部 資料調査第四課 総括主査
税 務 広 報 広 聴 官	宮 原 忠 夫	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	瀧 澤 麗 子	川崎南税務署 法人課税第5部門 統括国税調査官
特別国税調査官(法人)	上 野 真 粧 樹	東京国税局 総務部 税務相談室 1班 指定相談官
特別国税調査官(法人)	片 山 誠 仁	大和税務署 特別国税調査官 特別調査官(法人税等担当)
法人課税第1統括官	太 田 光 俊	東京国税局 調査第四部 調査第42部門 総括主査
法人課税第2統括官	高 野 真 伸	留 任
法人課税第3統括官	大 月 伸 美	藤沢税務署 法人課税第5部門 統括国税調査官
法人課税第4統括官	嶋 原 光 夫	厚木税務署 法人課税第3部門 統括国税調査官
法人課税第5統括官	佐 藤 和 彦	藤沢税務署 個人課税第5部門 統括国税調査官
法人課税第6統括官	平 澤 由 美	東京国税局 査察部 査察第6部門 主査
連 絡 調 整 官	根 岸 和 之	留 任
法人課税第1上席調査官	小野寺 一 裕	荏原税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官
法人課税第1調査官	木 村 涼	留 任

【 転 任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	赴 任 地
署 長	五十里 秀一郎	国税庁 長官官房 東京派遣 首席国税庁監察官
副 署 長 (総 務)	福 澤 正 隆	東京国税局 総務部 情報処理第1部門 情報処理官
総 務 課 長	福 田 司	東京国税局 総務部 営繕監理官 課長補佐
税 務 広 報 広 聴 官	上 野 綾 子	江戸川南税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
特別国税調査官(法人)	小野寺 隆	四谷税務署 特別国税調査官(法人) 指定特別調査官
法人課税第1統括官	堀 江 正 男	千葉東税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第3統括官	壁 地 治 彦	品川税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
法人課税第4統括官	大和田 学	蒲田税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官
法人課税第5統括官	大 月 伸 美	藤沢税務署 法人課税第3部門 統括国税調査官
法人課税第6統括官	大河原 毅	渋谷税務署 法人課税第10部門 統括国税調査官
法人課税第1上席調査官	大 場 尚 智	鎌倉税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官

※法人課税第1調査官は法人会担当者のみ記載



星副署長



太田1統括



小野寺上席



木村調査官

9月1日より12月31日まで会員増強月間です 会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

組織委員長 澤 邑 重 夫



法人会は地域経営者が集い、懇親や情報交換を中心とした活動によってお互いの事業を発展させることができる貴重な団体です。我が藤沢法人会では、会員の事業発展に寄与すべく活発な研修事業や交流事業を実施しております。

私達会員は、その活動を衰退させないために組織の維持を推進せねばなりません。会員の増強による法人会の活発化こそ、私達の事業発展に欠かせないものと思っております。

さて、本年の目標は「1支部あたり6件以上、理事1件以上」とさせて頂きました。

各支部に於かれましては、支部役員会の開催時に地区役員会の開催を促進して頂き、開催された地区

役員会に於いて、会員増強の実施計画を立案、保険受託会社の皆様とも協力して頂きながら、訪問などの会員増強活動を行って頂きたく存じます。

組織委員会におきましては、来る9月6日 湘南クリスタルホテルに於きまして「新入会員歓迎会員懇談会」と称し、ここ数年間に入会された新会員の皆様を歓迎・ビジネス交流の場を設ける意味で

1. 支部毎にテーブルを囲む
2. 支部長が新会員を紹介

などの新たな企画をご用意し、会員増強月間の目標達成に向け頑張る所存です。

また、今年度も9月から12月に入会された場合は平成30年3月までの会費を免除し、入会して頂きやすいよう配慮して参ります。

様々なメリットと有益な情報の集まる法人会へ、是非ご入会をお薦め頂きたく存じます。

会員増強月間(9月～12月)展開中!

みなさんも新しい会員をご紹介下さい!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。※詳細につきましては下記をチェック!!

個人の特典

- 1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。
また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。
- ☆記念品は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

支部・地区の特典

- 支部 6件～9件・30,000円
- 支部 10件～14件・40,000円
- 支部 15件以上・50,000円
- 地区 1件あたり・5,000円
- ☆報奨金は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

会員懇談会開催のお知らせ

組織委員会では、会員相互の交流や情報交換を目的に会員懇談会を開催いたします。

法人会のメリットでもある“異業種交流”それを利用し、同業種の集まりには無い、いつもと違った空間を感じてみませんか?
名刺交換等で人脈を広げ、企業発展の一助になれば幸いです。

日時：平成29年9月6日(水)
午後5時00分～同6時30分
場所：湘南クリスタルホテル
会費：3,000円

詳細は <http://fujisawahojinkai.or.jp/> でご確認ください。

税金よもやま話

第94回

東京地方税理士会 藤沢支部
税理士 藤崎英雄

10月1日は「日本酒の日」ってご存知でしたか？

今回は、国税収入（593,159億円）の約2.3%を占める酒税（13,590億円）が課税されているお酒に関連するお話です。（国税庁課税部酒税課・酒のしおり平成29年3月 補正後予算額）

皆さんは、ビール工場を見学した際に工場内で試飲する「ビールが美味しかった」という経験をされたことがあると思います。ところでこのビールにも酒税が課税されています。本来は、製造場から移出された場合に課税されますが、工場内において「飲用された場合」には移出したものとみなして課税されるわけです。

ところで、居酒屋などで「冷酒」「冷や酒」「燗酒」などの言葉を聞いたことがあるかと思います。

冷酒とは、冷蔵庫などで冷やした冷たいお酒を言います。吟醸酒などが代表的です。

冷や酒とは、常温で飲むお酒を言います。昔は、冷蔵庫などもなかったため常温又はお燗をして飲むかの何れかでした。お燗をしていないので「ひや」と言います。

燗酒とは、温めて飲むお酒を言います。「人肌燗」「温めの燗」「あつ燗」などと表現します。

演歌歌手の八代亜紀さんが「舟唄」の出だして「お酒はぬるめの燗がいい」と歌っています。

もう一つ「お冷や」と言いますが、これは真水を言います。居酒屋で「お冷やをください」と言ったら、冷酒のメニューを差し出されたなんて笑っちゃいますね。

さて、「酒」の漢字は「さんずい」に「酉」と書きます。

「酉」とは本来お酒を発酵させる入れ物で「酒つぼ」を表す象形文字からきています。酒を表す漢字には「酉」が多く使われていますが、例えば「晩酌」「酔客」「酩酊」「焼酎」「醪」「発酵」「醸造」等々です。

「酉」は十二支の中で、子・丑・寅・卯…と数えて10番目ですから、10番目の月つまり10月が日本酒の月となったという説があります。

これは、昭和53年（1978年）日本酒造組合中央会が制定しました。

日本酒造組合中央会では、毎年10月1日「日本酒の日」に「全国一斉日本酒で乾杯！」事業を企画しています。

今年ももうすぐ10月、日本酒の美味しい季節がやってきます。

秋の夜長に燗をして飲む「日本酒」は、秋刀魚や松茸など海の幸、山の幸など秋の味覚にピッタリのお酒です。

では、今宵も「日本酒で乾杯」といけますか。



（ちょっと寄り道） 次のお酒はなあに？？

- ① 静かにしんみり飲むお酒は…
- ② 今宵も豪華に飲むお酒は…
- ③ いつもと変わらず飲むお酒は…
- ④ 別れた友をしんみり思い出しながら飲むお酒は…
- ⑤ 都会のビジネス街で飲むお酒は…
- ⑥ 恐縮しながら飲むお酒は…
- ⑦ 我々みんなが好きなお酒は…
- ⑧ 気軽に手ぶらで飲むお酒は…
- ⑨ 安土桃山時代の茶人が飲んだお酒は…
- ⑩ キャンキャンうるさく吠えられながら飲むお酒は…

- ⑩ 最近見かけないから「ズビツツ」
- ⑨ 茶人は千利休で「リキユ」
- ⑧ 手ぶらで飲むから「ブラ」
- ⑦ W好きで「キー」
- ⑥ いきもいも悪いなあ「アム」
- ⑤ 「アム」の街で飲むから「アム」
- ④ 本職かまぐら飲むから「カマ」
- ③ 「シムラ」で飲むから「シムラ」
- ② 臺灣に飲むから「台湾」
- ① 昔さん静かに飲むから「静酒」

（笑）

「知って得する？」社労士の独り言 第22回

平成 29 年 10 月 1 日からの改正育児・介護休業法の概要

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 頁

(平成 29 年 1 月 1 日からの妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置の内容について)

平成 29 年 10 月 1 日からの「改正育児・介護休業法の概要」、及び「妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置の内容について（平成 29 年 1 月 1 日実施）」見ていきます。

1. 平成 29 年 10 月 1 日から改正育児・介護休業法の概要

改正内容 1 最長 2 歳まで育児休業の再延長が可能に

- ・1 歳 6 か月以降も保育園等に入れないなどの場合は、育児休業期間を最長 2 歳まで再延長できるようになります。
- ・育児休業給付金も 2 歳まで延長受給できるようになります。

改正内容 2 育児休業等制度の個別周知

- ・事業主が、従業員又はその配偶者が妊娠・出産した場合又は家族を介護していることを本人の報告で知った場合、個別に育児・介護休業等に関する制度の周知が努力義務となります。

改正内容 3 育児目的休暇の導入促進

- ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が事業主に課せられます。
- ・「育児に関する目的で利用できる休暇制度」とは、配偶者出産休暇や、入園式、卒園式、遠足などの行事への参加も含めた育児に利用できる多目的休暇をいいます。

2. 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置の内容について

改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が平成 29 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、従来までの「不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む。）禁止」に加え、改正法施行後は、上司・同僚が、妊娠・出産や育児休業・介護休業等に関する言動により、妊娠・出産等した女性従業員や育児休業の申出・取得者等の就業環境を害することがないように、事業主として次の防止措置を講じることが新たに義務付けられました。

- 1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3 職場における育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応
- 4 職場における育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

上記措置に関する職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの概要

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには①「制度等の利用への嫌がらせ型」と②「状態への嫌がらせ型」の二つがあります。

①「制度等の利用への嫌がらせ型」とは、制度又は措置（制度等）の利用に関する言動により就業環境が害される次の三つのものをいいます。

㊦解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

- ・産前休業の取得を上司に相談したところ、「休みをとるなら辞めてもらう」と言われた。
- ・時間外労働の免除を上司に相談したら「次の査定では昇進しないと思え」と言われた。

㊧制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの

- ・育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。
- ・介護休業について請求する旨を周囲に伝えたところ、同僚から「自分なら請求しない。あなたもそうすべき。」と言われた。「でも自分は請求したい」と再度伝えたが、再度同様の発言をされ、取得をあきらめざるを得ない状況に追い込まれた。

㊨制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの

- ・上司・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と繰り返し又は継続的に言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている（意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む）。

②「状態への嫌がらせ型」とは、女性従業員が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害される次の二つのものをいいます。

㊦解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

- ・妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。

㊧妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの

- ・上司・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と繰り返し又は継続的に言い、仕事をさせない状況となっており、就業をする上で看過できない程度の支障が生じる状況となっている（意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む）。

最後に、今までにも増して雇用管理が重要視されています。立場により見える景色や考え方が違います。事業主や管理者の方は、常に対話を心掛け、意思疎通をはかり風通しを良くし、従業員の良好な職場環境を保つよう心掛けていきましょう。

参考文献：厚生労働省ホームページ

法人会の事業

6/21水

参加人数26名

税務経営セミナー(藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、中島祥貴税理士事務所所長の中島祥貴氏をお招きし、“法人税決算手続きの実務処理と税務対策のポイント”と題し研修会を行いました。

6/27火

参加人数21名

藤沢南支部税務研修会(藤沢法人会館)



藤沢南支部が主催する税務研修会では、(株)プランニングファイブの中江氏をお招きし、“平成29年度税制改正の最新税務問題!!～ほとんど審議されなかった税制改正と今、注目の税務課題について!!”と題し研修会を行いました。

6/28水

参加人数47名

藤沢東支部ボウリング大会(江の島ボウリングセンター)



- 1位 仲手川 裕 氏 <街仲手川商店>
- 2位 細野 勇人 氏 <細野運送(株)>
- 3位 高橋 茂博 氏 <株式会社こうどう>

7/21金

参加人数33名

藤沢北支部ボウリング大会(湘南とうきゅうボウル)



- 1位 田中 勝司 氏 <賛助会員>
- 2位 松井タカ子 氏 <ギフ専門店くりばやし>
- 3位 氏原 政幸 氏 <株式会社長谷川土建>

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



病院における災害対策

災害時には、医療機関は行政、消防、警察、看護協会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡・調整を行い、救護活動を行っていくこととなります。そのため、平素より関係機関相互の連携を図り、災害訓練を行い、活動内容と手順を把握しておくことが大切です。

災害時医療活動は現場、救護所で行う初療と病院での対応に大別され、各医療機関は全体展開の中での役割に専念することになりますが、いずれにおいても体系的な医療活動を行うための基本はCSCATTTの7項目に集約されます。CSCATTTとは、確立された指揮命令系統のもとで(C: Command)、まず自分・家族・場の安全を確認後に(S: Safety)、関係機関への状況報告(C: Communication)を行い、人的・物的被害の評価をした後、どの程度の救護活動が必要とされるか、また、どの程度の救護活動が可能かを判断し(A: Assessment)、トリアージ(T: Triage 負傷者の重症度・緊急度判定)、治療(T: Treatment)、重症患者の域外搬送(T: Transport)を行っていくという災害医療の初動手順です。

適切な医療が行われたならば救命できはずの死を最小限にする目的で、トリアージは非常に大切な行為です。治療施設内の混乱を避けるために、トリアージポスト(負傷者の受付場所)は一カ所とします。災害時には多数の負傷者が来院するため、治療の緊急度を短時間で見極める必要があります。一人20~30秒で保留群(緊急性なし)、待機的治療群(準緊急)、最優先治療群(緊急)に分類し、それぞれのグループの治療・待機場所に誘導します。最も効率的に災害医療を行うために職員は各自の受け持ちエリア内で活動します(人手が欲しい肝心な時に全員が他部署に行っていて困った、という事態が起こりえます)。

災害時に特に注意すべき疾患としては、多発外傷、頸椎損傷(「頭を動かさないで!」と声掛けした後、頭の上から近づき頭部を両手で固定する。横からの声掛けは禁忌。頸椎カラー装着後ボードに乗せ搬送。酸素投与を行う。)、気胸・血気胸、気道熱傷、クラッシュ症候群(下敷きになり、筋組織が4時間以上の長時間圧迫を受けた場合。救出前に患肢に駆血帯を巻き、生理食塩水の点滴を行う必要がある)、一酸化炭素中毒、重症熱傷などがあります。いずれも速やかな治療が必要となります。4大外傷(頭部外傷、胸腹部外傷、クラッシュ症候群、広範囲熱傷)は被災地での治療は困難な場合が多く、ヘリで非被災地へ搬送することとなります。

災害時には各医療機関は以上の手順に基づいて全体展開の中での役割に専念し、その機能を最大限に発揮していくことが大切です。

7/22土 参加人数27名

地域社会貢献活動(県立21世紀の森 下草刈り活動)



梅雨が明けた7月22日、一般社団法人神奈川県法人会連合会が主催の地域社会貢献運動の下草刈り活動が開催されました。平成10年から始まったこの活動も通算18回目。南足柄市にある県立21世紀の森にて、神奈川県内にある18の法人会から350名を超える参加者で実施されました。藤沢法人会からは、鈴木会長と高校生2名、小学生2名を含む27名が、藤沢よりマイクロバスをチャーターし、現地に向かいました。作業場所では、小学生と初めて参加した方々はインストラクターの指導のもと、斜面に繁っている雑草を柄の長い大型の鎌で切り払いました。作業終了後には、使用した鎌の手入れや、ボランティア証明書の授与式が行われました。

8/7月 参加人数60名

寒川支部ボウリング大会(寒川セントラルボウル)

- | | |
|--|--|
| <p>〈男性〉</p> <p>1位 佐藤 友人 氏 〈株湘南ユニテック〉</p> <p>2位 三浦 明夫 氏 〈株湘南ユニテック〉</p> <p>3位 鈴木 光一 氏 〈株湘南ユニテック〉</p> | <p>〈女性〉</p> <p>1位 大山 直美 氏 〈阿諏訪夢企画(株)〉</p> <p>2位 新倉 順子 氏 〈株西湘土木〉</p> <p>3位 太田 尚子 氏 〈株湘南ユニテック〉</p> |
|--|--|

8/20日 参加人数142名

藤沢西支部バーベキュー大会(井慶果樹園)



毎年この時期に恒例となっている藤沢西支部のバーベキュー大会が開催されました。子供縁日まつりではボウリングやヨーヨーつりを行いました。また青年部会のメンバーも参加し“しょうなん税金かるた”を使った税金かるた大会も行いました。

7/28金 参加人数52名

藤沢南支部ボウリング大会(江の島ボウリングセンター)



- 1位 廣瀬 隆 氏 〈株宝製作所〉
- 2位 増川 博久 氏 〈幸友ホーム(株)〉
- 3位 内山 真一 氏 〈株宝製作所〉

8/9水 参加人数29名

青年部会主催セミナー(藤沢法人会館)



青年部会が主催する税務・経営セミナーでは、藤沢税務署 法人課税第1部門審理担当上席国税調査官の小野寺一裕氏をお招きし、“消費税・軽減税率について”と題し、研修会を行いました。

平成29年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会事業に賛助される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ
平成29年度下期(29年10月1日~30年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。また、平成28年上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

引落日:平成29年11月15日

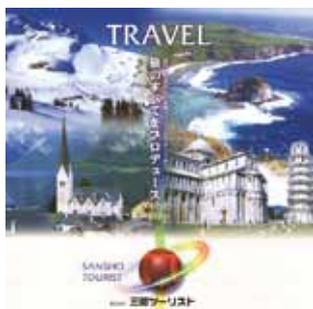
口座振替契約をされていない皆さまへ
12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

地域の会員企業紹介

株式会社 三昭ツーリスト

- 業種** 旅行業・一般旅客自動車運送業・損害保険業
- 事業内容** ①旅行業…国内外問わず、旅行商品の企画、立案、手配、添乗を行う。
②一般旅客自動車運送業…観光貸切バス～企業送迎バスまで。
③傷害、自動車の保険の取扱い。
- 代表者** 福富義隆
- 住所** 高座郡寒川町宮山 121-6
- 電話** 0467 (74) 9900
- FAX** 0467 (74) 9909
- メール** y-fukutomi@samukawa-sansho.co.jp
- URL** http://www.samukawa-sansho.com/t_index.html



株式会社 デザインワークス

- 業種** リサイクル業
- 事業内容** ●不用品の回収及び処分
●解体、内装 ●生前・遺品整理
●引越し業務 ●買取業務
●クリーニング業務
- 代表者** 渡邊豊志男
- 住所** 藤沢市石川 1-21-8
- 電話** 0120 (929) 370
- メール** info@dworks-all.com
- URL** <http://www.dworks-all.com>



株式会社 HERS 経営コンサルティング

- 業種** 経営コンサルティング
- 事業内容** 中小企業に特化したコンサルティング
社員のモチベーションを上げ、自立させる組織作り。生産性が15%UPすることで、利益30%UPを実現する。
- 代表者** 龍池秀樹
- 住所** 鎌倉市七里が浜東 2-19-12-202
- 電話** 03 (6869) 3225 (銀座オフィス)
- FAX** 03 (5778) 8346 (銀座オフィス)
- メール** ryuchi@hers-consul.tokyo.jp
- F B** <https://www.facebook.com/hersconsul/>



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
- カラー全面 (中 頁) → **20,000円**
- カラー半面 (中 頁) → **10,000円**
- カラー1/3面 (中 頁) → **5,000円**
- カラー1/4面 (中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444

おじゃましました **会員訪問**

vol.015 情報処理サービス
 ネットワークプランニングサービスさん



▲ スマホで遠隔操作OKの「見守朗(みまもろう)」。
 遠く離れた家族の暮らしをリアルタイムに確認できる。
 初期費用(機器・設定費等48,000円・通信費別)。



◀「岩手県釜石市復興ライブカメラ」。太陽光発電および風力発電機、蓄電にはリチウムイオン電池を利用している。



▶ 藤沢市川名に設置された「AI映像河川水位監視システム」(試験中)。

インターネットを駆使して安心・安全をお届けします!

「おかげさまで、ここ藤沢市川名をはじめ、鎌倉山や片瀬山からも依頼が増えています」。そう話すのは、「ネットワークプランニングサービス(株)」代表の砂川健太さん。前職のシステムエンジニアから独立し、2002年に会社を設立。「オリジナルのシステムを開発し、地域や社会に役立てたい」という思いから、インターネットを介したさまざまな企画に取り組み、製品とサービスを提供しています。

業務内容は多岐に渡ります。法人相手の業務システム・WEBシステム開発に始まり、地域密着のサポートにも貢献。パソコントラブル、デザインからサーバー構築まで、「今すぐ解決したい困りごと」に対応し、出張サービスも好評です。

店舗やマンション、災害の多い地域に監視カメラを設置し、犯罪防止や自然災害の防災減災に役立て、さらに「AI」や「ドローン」などの最新機器を利用することで、人間では不可能な設備の保全管理や監視チェックを可能にしています。

「どんなに機械が発達しても、やはり人が主役です。ITはツールでしかない」と言い切る砂川さん。

モニタリングカメラ「見守朗(みまもろう)」も、介護負担を少しでも減らす目的で開発されました。「離れて暮らす高齢の両親や家族の様子をPCや携帯で手軽に確認できます。コンセントに差し込むだけで稼働し、セキュリティも万全です。企業の福利厚生対策としてもぜひ導入を検討してみてください」



▲ YouTube「藤沢防災河川ライブカメラ」。藤沢市境川の河川状況を映す。

「ファントム」と名づけられたドローン。タンク内や鉄塔周辺など、人が近づけない危険箇所の保全管理に活躍。



これからも
 便利で役立つ
 商品を考案して
 いきます!



◀「藤沢法人会」青年部会長でもある砂川健太さん。「活発な意見交換から新企画が生まれることも。これまで助けられてきたので、今後は後継者を勇気づける存在になりたいです」

ネットワークプランニングサービス株式会社

TEL: 0466-28-6231 FAX: 0466-21-7120

URL/ <http://www.nps-inc.jp/>

住所 / 〒251-0015 神奈川県藤沢市川名1-7-30

営業時間 / 9:00~18:00 土日祝・休

〈アクセス〉

JR東海道・小田急線藤沢駅南口より徒歩12分

藤沢駅南口ターミナル江ノ電バス「富士見ヶ丘」下車すぐ



藤沢ビジネスフォーラム 5周年記念



フジサワビジネスエキスポ 2017

【後援】 藤沢市 藤沢商工会議所 公益社団法人藤沢法人会 株式会社J:COM湘南 レディオ湘南 株式会社タウンニュース社

未知の自分と出逢う場所 あれも、これもかなえます。

街のスペシャリスト、大集合!



9/17(日) 18(月・祝)
10:30~17:00 10:00~16:00

総勢
30ブース

Fm yokohama 84.7 生レポート中継

9/17(日) 13:50~ Lucky Me in

リポーター 岡本さくらさん 来場



藤沢市民会館第二展示ホール

元気とキレイの
健康・美容ゾーン

和の心をたしなむ

日本の伝統文化
ゾーン

住まいやお店の

内装・外構ゾーン

ほしいが見つかる

ショッピングゾーン

起業家支援
労務・法律相談
ゾーン

出版・IT・web関係
ゾーン

他では買えない
藤沢グッズゾーン

お腹がすいたら
藤沢のグルメ
「エキスポガーデン」

楽しくて役に立つエキスポステージ

Special seminar

セミナー講師

9/17(日) 13:00~

株式会社湯佐和 代表取締役

湯澤剛氏

9/18(月・祝) 13:30~

株式会社湘南ベルマーレ 代表取締役社長

水谷尚人氏

Special Live

ウクレレ奏者



9/18(月・祝) 12:00~

Co-HaL

2014年「インターナショナルウクレレコンテスト」でMVPを受賞

9/16
(土)

あの伝説のサザンオールスターズのトリビュートバンド「いとしのエリーズ」と盛り上がる!!

フジサワビジネスエキスポ 2017 前夜祭パーティー



日時 : 2017年9月16日(土)

18:00受付 18:30開宴~21:00

会場 : 湘南クリスタルホテル4階 パルティール

参加費: 7,000円(着席がつつり中華料理コース・飲み放題)



藤沢ビジネスフォーラムとは? 「未知の自分と出逢う場所」

参加者募集! 誰でも気軽に参加できる異業種交流会です。
毎月、交代で講師になって自分の専門分野の知識を披露します。

藤沢ビジネスフォーラム で検索!

お問い合わせは 0466-25-1035

(株) 湘南セールスプロモーション

<https://www.shonansp.com/>



第 322 号

発行/公益社団法人 藤沢法人会

編集/広報委員会

〒251-0052 藤沢市藤沢 86 番地

☎0466 (22)6444

(25)2209 ☎(24)2100

<http://www.fujisawahojinkai.or.jp>

E-mail: dai@fujisawahojinkai.or.jp